

五島市めぐりあい交流促進事業業務委託仕様書

1 業務の目的

五島市の出生者数は、令和3年に195人、令和4年に173人、令和5年は166人、令和6年は130人と減少傾向が続いている。これは、全国的な未婚化・晩婚化の影響や若年女性の人口減少が主な要因であると考えられるが、男女の出会いの場が少なくなっていることも影響していると推察している。

そこで、結婚を望んでいる独身男女が気軽に出会える場を提供することで、将来的な結婚あるいは出生数の増加につなげていきたい。

2 業務名

五島市めぐりあい交流促進事業業務

3 業務内容

婚活イベントの開催(食事とレクリエーションを行う数時間程度のイベントや、複数の飲食店を利用したイベントなどを想定)

- ① 婚活イベントを3回実施すること。
- ② イベントは五島市内で実施すること。
- ③ 実施するイベントのうち、2回は短時間型(2～4時間程度)、1回は長時間型(6～10時間程度)のイベントとすること。
- ④ 婚活イベントの募集人数は、1回につき男女それぞれ短時間型は30人以上、長時間型は20人以上とすること。
- ⑤ 参加者については、原則、市内在住者とすること。ただし、女性の参加者については、市外からの参加も可能としてもよい。
- ⑥ 参加者の募集については、SNSを活用したデジタル広告や店舗へのチラシ設置など、具体的かつ効果的な集客計画を立案すること。
- ⑦ イベント終了後にアンケートを実施すること。
- ⑧ イベント参加前後の参加者へのフォロー(スキルアップセミナーの実施やイベント前後の相談対応などを想定)を実施すること。ただし、相談対応については、五島市結婚支援センターの相談員や市が認定する婚活サポーターに参加者情報を提供し対応する形としてもよい。
- ⑨ 参加者に対し、県や市が実施している結婚支援等の情報を発信すること。
- ⑩ その他市長が求める個別の条件等に可能な限り対応すること。

4 契約期間

契約締結日から令和9年2月28日までとする。

5 業務完了報告書に添付する資料

(1) 婚活イベント実施報告書

※報告書(参加者数、カップリング数については記載を必須とする)、写真

(2) 参加者アンケート

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 発生経費

事業遂行にあたり画像の撮影費(撮影に係る商品のサンプル代等含む)や、調査などの業務、また受託者の交通費等に係る経費など、業務を遂行するにあたり発生する一切の経費は受託者の負担とする。

(4) 著作権

①業務により作成された成果品に係る著作権は、委託者に帰属するものとする。

②本業務の中で使用する画像などで、既に他の者が所有権、著作権を持つものがある場合には、受託者において承諾を得るとともに、これらに係る必要経費は受託者負担とする。

7 委託金額

上限3,360,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

8 委託料支払い方法

受託者は業務終了後、業務完了報告書を提出し、交付請求書により請求することができる。委託者は、業務完了届を検査し、業務の完了が認められる場合は交付請求書を受理し、予算の範囲内で委託料を精算払により支払う。

9 協 議

この仕様書にない事項又はこの仕様書について生じた疑義については、双方協議して定めるものとする。

10 担当部課

五島市 福祉保健部 こども未来課 子育て支援班

TEL 0959(74)5831(直通)

E-mail kodomo@city.goto.lg.jp